

投資信託受益権振替決済口座管理規定の一部改正について

(2026年4月13日実施)

(下線部分が改正部分を示す。)

改 正	現 行
<p>投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条(趣旨) ～ (省略)</p> <p>第14条(機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p><u>第15条(取引の制限等)</u></p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第16条(解約等)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第17条(緊急措置) (省略)</p> <p>第18条(その他) (省略)</p>	<p>投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条(趣旨) ～ (省略)</p> <p>第14条(機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>(追加)</p> <p>第15条(解約等)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第16条(緊急措置) (省略)</p> <p>第17条(その他) (省略)</p>